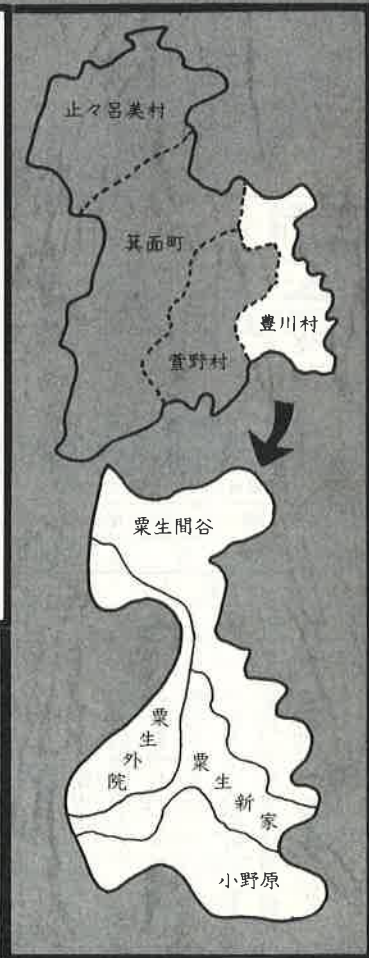
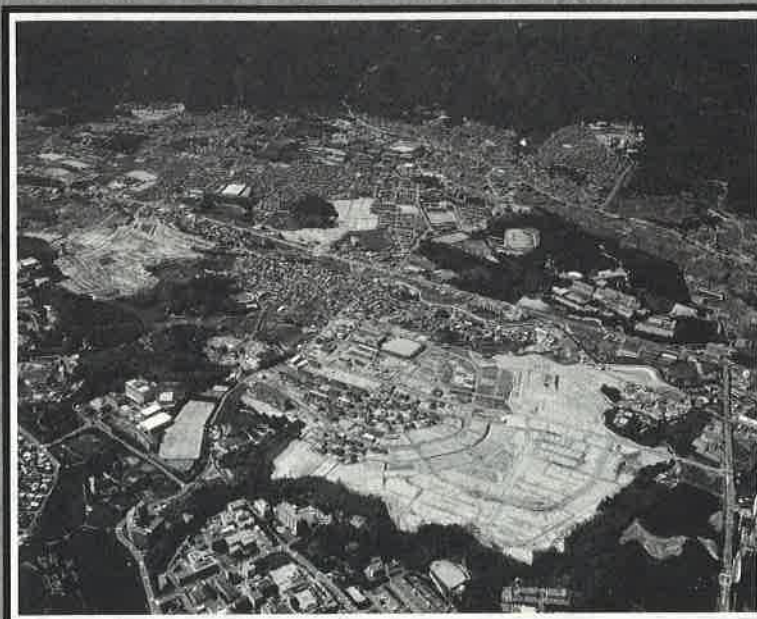


豊川地区(一)

其面市の東部に位置する豊川地区は現在、粟生間谷(奥・中村・山ノ口・川合)、粟生外院、粟生新家、小野原の四つの区域に分かれています。

間谷の集落は、豊川地区の東北部、北拱山系の粟生山の南麓台地と勝尾寺川の流れがつくりだした河岸段丘の上にあります。そして、小野原と新家の集落は豊川地区の南部、千里丘陵の北端部にあり、この二つの集落を結んでいる旧道は、古代の大路「山陽道」のちの西国街道でもあります。こうして南北三つの地区にはさまれた形で位置するのが外院で、荻野台地の南東部にあります。



このように自然の地形では三つに分かれている豊川地区は、古代から中世にかけて粟生村と外院庄に分かれています。例えは、平安時代の康治元年(一一四二)一二月の「佐伯小次郎謙状」に「摂津国嶋下郡中条粟生村」と書かれている粟生村が、寛喜三年(一一三三)四月の「近衛家政所下文」では「摂津国垂水東枚中条粟生村」と書かれており、若干の違いがわかります。このことは、元来公領(国衙領)であった粟生村が、その後貴族の私領荘園、それも摂関家藤原氏の荘園に変わったことにより、前者が公領の粟生村で、後者は摂関家荘園の粟生村ということです。古代から中世社会にかけての粟生村は国衙と藤原

氏が領有しており、支配関係が重なりあっていたようです。

しかし、平安時代末になると垂水東枚は、領主である藤原氏が一門の氏神である春日神社に寄進したことにより、春日社領へと変わりました。従って、それ以後の粟生村も春日神社の荘園に属することになりました。

一方、外院については、平安時代の天治二年(一一二五)七月に經持寺(茨木市)領の荘園外院庄となり、嘉応元年(一一六九)には、荘園として認められる国の許可がくだされたことが勝尾寺文書からうかがえます。

このように、古い時代の豊川地区は公領と私領の二つ、あるいは複数の領主が支配していた地域でした。そして、平安時代から鎌倉期にかけては、領有・支配の面でも大きな変化が見られました。その理由はさまざまですが、一つには地元の粟生村や外院庄での動向が大きく影響したことでしょう。

次号からは、こうしたことから視点を置いて紹介していきます。